

大東市監告示第4号

定期監査結果に対する措置の状況について

平成24年度第2回定期監査の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年2月25日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

平成24年度第2回 定期監査結果に対する措置の状況

政策推進部（企画経営課、政策管理課）

監査委員 指摘事項	
①	<p>人権行政基本方針について</p> <p>人権行政基本方針は、市の全ての行政が人権の視点に基づいて行われることを定める基本的な指針である。特に、市の総合計画に計上された政策・施策を実現するためには、市民的諸権利としての人権の確立・維持・発展が不可欠であるとの認識から、総合計画と一体的に運用されるよう策定されている。そして平成20年4月には人権推進部が発展的に解消され、人権啓発を生涯学習部が、人権施策の企画と連絡調整を市民生活部が、そして人権行政基本方針を政策推進部がそれぞれ担うこととされ、組織改革にあたってはそれまでの人権に対する市の取り組みの成果が損なわれないよう留意されたところである。</p> <p>今回の監査において、総合計画の実施計画に計上された全ての事業について、各年度において人権行政推進の視点からの目標設定と評価が行われていること、また市内部の人権推進員会議において政策推進部から人権行政基本方針の説明が行われていることなど、人権行政基本方針の所管組織としての活動を確認できた。しかしながら、政策推進部の人権行政への関りは市民からは見えにくく、市における人権行政の旗振り役として、今後とも積極的な発信を行われるよう期待するものである。</p>
	企画経営課 措置状況
	<p>人権行政を全庁的に推進していくため、実施計画事業調書において、人権行政推進の視点を取り入れ、職員が人権行政推進の意識を一層強めるよう取り組んでまいりました。</p> <p>また、人権施策の推進を図るため、平成26年度当初予算においても、人権啓発に係る事業、児童・障害者・高齢者等虐待防止に係る事業、いじめ等学校問題を解決するための事業などをはじめ、人権を尊重する、命を大切にする施策について、積極的に予算措置を講じております。</p> <p>また、人権施策を推進するための効果的かつ有効な庁内組織の再編についても、現在検討を始めているところです。</p> <p>当部においては今後も引き続き、人権行政を推進する重要な役割を担っていくべきであると認識しているところです。</p> <p>人権行政基本方針については、社会情勢の変化や国際的潮流に適切に対応するため、内容の検証を行い、改訂の必要性も含め全庁的な議論を今後進めてまいります。</p>

監査委員 指摘事項

大東市統計調査連絡協議会への補助金について

大東市統計調査連絡協議会の規約によれば、当該団体は「各種統計調査に従事する調査員の確保と連絡協調を図り、統計調査技術の向上ならびに統計知識の普及に寄与することを目的とする」団体であるとされている。市は当該団体の活動内容に公益性を認め、平成24年度は188,000円の補助金を支出されているところである。

今回の定期監査において、補助金の使途を確認したところ、補助金のほとんどは市民会館で行われている総会費と総会と同日に実施される管外での研修費に充てられていた。そして管外研修には補助金のより多くが充てられているが、研修内容に親睦的・娯楽的要素が強く表れていた。監査委員として、統計調査員の活動は市の統計業務に大きく貢献され敬意を表するものであるが、公金を支出するためには対象とする研修内容自体に公益性がなければならない。当該団体において、次年度の研修内容が適切に見直しが行われるよう、市の指導監督を求めるものである。

尚この件については、平成10年度に当職から同様の指摘をしており、今回の指摘に対しては確実な見直しが行われるよう強くお願いするものである。

②

政策管理課 措置状況

行政は、各種統計調査が実施される度に、市民の調査員を確保しなければならず、当該団体は本市統計調査員に登録されている81名全員が加入されており、その都度の調査に協力をしていただいている。

統計調査員の高齢化とともに、担い手が年々減少している現状であり、地域の担い手（中心）となっている区長をはじめとした役員関係者に、調査員の推薦を依頼しているが、新規の調査員の確保は年々難しい状況である。

当該「補助金」の主な使途としては、総会と研修の実施に充てられている。当該研修は、調査員の資質を向上し、研修を通して親睦を図り、調査員同士の交流を深めることで人員確保に資することを目的としており、統計調査員の確保と協力者の育成は重要課題であると認識し、当該団体の活動支援(補助)を実施している。

監査指摘の通り「補助金」の使途については、公金支出の趣旨に沿った内容であることは当然であり、統計調査員の資質の向上に繋がる有意義な研修となるよう、内容および行先等の検証を行い、公費を用いて行うにふさわしい研修となるよう見直しを行った。また、研修会費の一部自己負担金も継続し、今後も公費補助のあり方を厳格に取扱いたいと考えているところ。